

個人情報保護委員会（第352回）議事概要

- 1 日 時：令和8年3月18日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、宍戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

手塚委員長から「今般の個人情報保護法の3年ごと見直しについては、令和5年11月から約2年半の時間をかけ、法律で要請されているとおり、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況並びに現行法の施行状況等についての実態把握を行った。また、委員会の場や事務局により、多様なステークホルダーからのヒアリングや対話を重ね丁寧に検討を進めてきた。さらに、内閣官房デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備とも整合したものとなるように調整いただいた。

これらの検討を通じ、1月9日の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改訂方針」に基づき、事務局から説明のあった四つの柱により、全体としてバランスのとれた改正法案ができたのではないかと思う。

これまでの様々な議論に御参加いただき、貴重な御意見をいただいた有識者・経済団体・消費者団体を含め、多くのステークホルダーの皆様の御協力を得て、今回このような法案の形で取りまとめられたことについて、感謝申し上げます。

今後、閣議請議に至るまで、与党プロセス等、引き続き調整を進めることになるかと思う。事務局においては、遺漏なきよう進めていただくようお願いする。

今回御提案したこの法案に基づく制度が、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、国民からの信頼に基づく適正なデータ利活用を推進していくものとなっていくように、今後も様々な形で官民連携を推進し、多様なステークホルダーの皆様と丁寧な対話を進めてまいりたい」旨の発言があった。

本法律案について、国会提出に向けた所要の手続きを取り進めることが了承された。

(2) 議題2：認定個人情報保護団体の認定について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、令和8年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会設立準備法人を認定個人情報保護団体として認定することとなった。

(3) 議題3：令和6年度施行状況調査（令和7年度実施）の結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「監査及び自己点検未実施の割合について、前年度と単純比較はできないものの、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の改善合いがはかばかしくないと理解している。当委員会では対応のためのツールを用意しているため、提案のとおり未実施団体へ注意喚起を行い、それらの利用促進及び改善状況のフォローアップをしていただきたい。

また、個人情報ファイル簿の作成・公表については、一部事務組合及び広域連合において、未実施割合が高いと理解をしている。これらの団体についてはマンパワーに限りがあるということだが、法律上求められている事項のため、提案のとおり個別対応をいただきたい」旨の発言があった。

藤井委員から「行政機関における監査未実施機関と自己点検未実施機関は同一機関か、御教示いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「同一機関であり、こども家庭庁など新設の機関で、監査及び自己点検を実施する体制が整っていないことから未実施である、との報告をいただいている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(4) 議題4：令和8年度の実地調査及び立入検査計画について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

以上